

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成21年3月2日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成21年3月2日 月曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後0時19分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第9号議案 沖縄県消費者行政活性化基金条例（先議）
- 2 乙第10号議案 沖縄県安心こども基金条例（先議）
- 3 乙第11号議案 沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（先議）
- 4 乙第13号議案 沖縄県妊婦健康審査支援基金条例（先議）

出席委員

委員長	赤 嶺	昇 君
副委員長	西 銘	純 恵 さん
委員	桑 江	朝千夫 君
委員	佐喜真	淳 君
委員	仲 田	弘 毅 君
委員	翁 長	政 俊 君
委員	仲 村	未 央 さん
委員	渡嘉敷	喜代子 さん
委員	上 原	章 君

委員 比嘉京子さん
委員 奥平一夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

文化環境部長	知念建次君
県民生活課長	譜久山典子さん
福祉保健部長	伊波輝美さん
福祉保健部参事	道躰正成君
青少年・児童家庭課長	新垣郁男君
障害保健福祉課長	垣花芳枝さん
健康増進課長	桃原利功君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第9号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案の4件を一括して議題といたします。

なお、ただいまの議案は、2月26日の本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として文化環境部長及び福祉保健部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第10号議案沖縄県安心こども基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 それでは、乙第10号議案沖縄県安心こども基金条例について、御説明いたします。

議案書の27ページをお開きください。

この議案は、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的として、市町村が行う保育所の整備や放課後児童クラブの設置促進、認定こども園の整備等の事業を支援するため、沖縄県安心こども基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものであります。

条例の設置期間は、平成23年3月31日までの2年間となっております。

以上で、乙第10号議案についての説明を終わりますが、概要につきまして担当課長から説明をさせていただきたいと思っております。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 資料の1枚目ですが、沖縄県安心こども基金条例の概要として御説明したいと思います。平成20年度の二次補正関係で、国のほうでは全国で1000億円を準備いたしまして、各都道府県に交付しております。事業の趣旨としては、都道府県に基金を造成し新待機児童ゼロ作戦による保育士の整備、認定子ども園との新たな保育事業の対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子供を安心して育てることができるような体制、整備を行うこととなっております。資料の2枚目の事業概要ですが、国から交付されました交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度から平成22年度までの間、以下の事業を実施することとなっております。1番目として、保育所等緊急整備事業従来の保育所の創設の整備があるわけですが、それを重点的に前倒しをして実施していこうという内容となっております。その際に待機児童が多く、財政力が乏しい市町村につきましては保育所の新設等において追加的財政措置を行うとなっております。それから都市部を中心としまして、賃貸物件といったことによる保育所の本園、分園の設置なども促進していくということで、賃借料等の助成を実施することとなっております。2番目に、放課後児童クラブ設置促進事業は、小学校等におきまして教材等の保管場所として使用されている教室などがございますが、そういったところの倉庫を整備しまして、教室の中にあった荷物などを倉庫に移し、空き教室をつくって、それを改修し児童クラブの設置促進を行うという内容です。3番目に、認定こども園整備等事業は、幼保連携、幼稚園型、保育所型といったものにつきまして助成をするという内容となっております。

次に、家庭的保育改修事業ですが、従来保育ママと呼ばれているものです。これにつきましても家庭内の改修の費用を助成するという内容となっております。

す。

それから保育の質の向上のための研修等の実施、これも研修を実施して保育のレベルを上げていくという内容になっております。

3番目の配分方法としては、児童数、待機児童数等により各都道府県の配分額を算定し、配分すると。沖縄県は、約24億円となっております。シェアとしては2.4%ですが、人口シェアでは約1%ですので、待機児童等を勘案してかなり多くなっているものと思われま。都道府県から市町村への配分方法ですが、市町村に対する配分につきましては、都道府県と協議しまして、おのこの決定するという内容になっております。

2枚目は、負担割合の一覧となっております。

3枚目は、今申し上げました事業のフロー図という内容になっております。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 2年間の平成22年度までの事業だということですが、整備事業そのものも結構な分量になるかと思いますが、既に計画としては3つの事業をどのように計画しているのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 この事業の実施要綱につきましては、これから国のほうから詳しく通知が来ますので、近々に市町村説明会を開催いたしまして、事業内容を詰めていこうと思っておりますが、国からの実施要綱を待っている状態であります。市町村のほうからは、例えば創設等につきましては従来どおりの流れでいきますと数カ所あることはあります。ただ、安心こども基金につきましては、これから説明会を開催し、対応してまいりますので、この点につきましては全体の数の把握というのはまだできておりません。これから説明会を開催して、調整してまいります。

○西銘純恵委員 去年出ました認可化促進の沖縄特別枠の基金がありますよね。それとの関連で説明をお願いします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 昨年の事業として沖縄特別振興対策調整費を活用した保育所入所待機児童対策事業基金を設置させていただきました。安心こども基金との違いは、端的に申し上げますと、前の待機児童解消特別対策事業は、現にある認可外保育施設に対して、700万円程度の整備費を助成し、現にある認可外保育施設が現在のところ改修して、そして最低基準を満たすような形での認可化を促進していこうというのが前の事業です。今回のものは、例えば創設などといったものは、この安心こども基金で対応していこうと。前の待機児童解消特別対策事業ですが、それは認可化へ移行するまでの間、ゼロ歳児、1歳児など違いますが、幾らかの運営費も助成して行って、認可化がスムーズに行われるような形でやっていこうという事業が待機児童解消特別対策事業です。

○西銘純恵委員 従来の待機児童解消特別対策事業の計画の大もとの厚生労働省の事業そのものも持っていますよね。結局3つの事業が、この2カ年は同時に進行するという形になると思いますが、実際それについては別々に事業としてとらえているのか。担当部署としては、市町村との関係ではどのような話し合いを持っているのか。事業そのものは一つだと思うんです。だけれども予算の出所が違う、補正予算で今度入ってくるという関係になってくるものですから、実際に皆さんはそのような事業をきちんと分けて考えていらっしゃるのか、市町村や認可化を求めるとか、そういうところとの話し合いの持ち場を一つにして事業等は進めているのか、そこら辺の御説明をお願いします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 安心こども基金につきましては、従来の事業と違うところが、賃貸物件による保育所分園の設置などが新しくなっております。それから放課後児童クラブ設置促進事業も次世代育成整備対策交付金としては、新しいメニューとなっております。それから認定こども園、家庭的保育事業、保育ママもそうですが、こういった新しい改修ができるような、ハードが整備できるようなメニューが沖縄県安心こども基金条例の中に新しく加えられてきているわけです。先ほど、西銘委員からありました、こういった事業がどう関連しているかということですが、例えば認可外保育施設が簡単な整備をして、認可化を促進していきたいという場合には待機児童解消特別対策事業へ案内しますし、これから今あるところと全く違って、別のところでやっていきたいという場合には、700万円で対応できませんから、この安心こども基金を使っていただいてやったほうがいいのかという調整をこれから説明会を通して調整してまいりたいということです。

○西銘純恵委員 沖縄特別振興対策調整費の関係では、60カ所の認可化ということをお尋ねしました。今度のものについて、予算上どのように振り分けをされるのか、従来の待機児童解消特別対策事業で何カ所の保育所を増設する計画かをお尋ねします。

○伊波輝美福祉保健部長 先ほどの新垣青少年・児童家庭課長の答弁につけ加えをしてやりますが、今、次世代育成支援対策整備交付金で創設などの事業をやっていたのを安心こども基金で2年間はやるという状況になっております。基金でやるということは、例えば現在は市町村が創設するという場合は、厚生労働省に直接1年ぐらいかけて調整をしたり、いろんなことをやっているわけですが、それを県がやることになる。加速するのと、時間的に早くなるのということで数がふえるのではないかという効果があります。要するに国に協議して、新しくお金をもらったりというのがこの基金でやれますので、それは早くなるということです。23億円ですので、沖縄特別振興対策調整費は10億円です。沖縄特別振興対策調整費に関しては、今の認可外保育施設が対象ということになります。新設の部分は、安心こども基金の部分でやっていくという並行した事業ができるという状態になると考えております。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 基金としては、23億5900万円ですので、アバウトで24億円と言ってみたり、23億円と言ったりしているわけですが、正確に申し上げると、それに積立金に500万円ほどの事務費を加えまして、今回補正されるのは23億6406万2000円ということになっております。市町村との調整が今後になっておりますので、割り振りなどの具体的なところまではまだやっておりません。

○西銘純恵委員 この事業で待機児童が実際は6000名近くいるという保育所整備が主になるのではないかと思います。大方の予算上の振り分けは県として計画で持っていなければ積極的に進めることができないと思うんです。そういう検討は、まだなされてこなかったのでしょうか。もう一点は、事業の中で認定子ども園整備事業とありますが、認定子ども園については、現在県内でどのようなになっているのでしょうか。そして、沖縄県の認定子ども園に対する考え方をお尋ねしたいと思います。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 事業の配分というお話でしたが、私は先ほ

ど待機児童解消特別対策事業と安心こども基金条例との割合のことだと思ったのですが、24億円弱の基金の中では、保育所等整備事業の関係で約21億6000万円、認定こども園整備等事業では4000万円、家庭的保育改修等事業では7400万円、それから研修事業等で7700万円といった事業の配分は、国のほうで示されておりまして、こういった形で進めていこうと。保育所等整備事業の関係で21億6000万円と申し上げましたが、この中に創設や放課後児童クラブ、賃貸物件による保育所整備事業が含まれております。これは国のほうから各都道府県に一定程度の割合を配分ということで、途中で何かありましたら協議して対応するというようになっておりますが、目安としてはこういった形で配分が示されております。

○西銘純恵委員 認定こども園整備等事業で4000万円ということになっておりますが、沖縄県ではその認定保育園の現状はどうでしょうか。そして県の認定保育園に対する考え方をお尋ねします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認定こども園につきましては、現在のところ申し出などはございません。具体的な動きはないということです。今度、仮に幼稚園型、保育園型などがございますが、具体的にそういった話があれば、調整をしてまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 認定こども園については、既にできているところの問題として、施設と利用者の直接契約になっていくということで、保育料を払ったり、契約をする。それで公的な部分の関与が弱くなって、この認可保育所が認定こども園の認定を受けた場合には、市町村が保育実施責任を、今負っている現行保育制度に例外が持ち込まれるということで、実際は認可園に申し込みをするのもすべて市町村の窓口を通じて申請をして、そして希望する認可保育所に入っていくわけですね。だけれどもこの認定こども園については、直接契約ということになるので、その問題が出てくるということで、保育運動団体や実際の保育所に関連する皆さんなどからも公的保育制度が崩されていくという指摘を受けているところなんです。これについて、沖縄県としては認定こども園に4000万円の予算がつくということだけれども、県としてこれについてもきちんと対応をどのように考えているかを明らかにして、それからどうするという方針を出さないといけないと思うんです。

○伊波輝美福祉保健部長 実は、沖縄県は認定保育園が1カ所もないのですが、

これは例えば認定保育園をやるときも、定員にあきがある場合にその分は開放しましょうという部分なんです。そうしますと、本県のような待機児童がいっぱいいるような状況では、そのあきというのは考えられないということで、手を挙げるところもないのではないかというのが今の課題でございます。ですから先ほどの西銘委員がおっしゃるような問題がまだ発生していないのですが、これに関しては今後うちのほうも留意してやっていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 定員問題だけ触れたのですが、実際は幼稚園と保育園が一つになって幼保一元型というのが本土では進められていて、実際はそこに公的な部分がなくなっていくという指摘があるわけですね。単純に定員のあき問題ではなく、制度そのものに問題があるということで指摘をされておりますので認定園についてはもっと詳細な検討、導入するかどうかについても慎重に対応、研究をしていただきたいと思っております。

先月の2月24日に厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会というのが開かれて、保育所の入所について、平成25年度の4年後以降に公的保育をなくしていこうという第一次報告が決定されたとありますが、保育制度をどうするかというところで、県はこの特別部会での保育所問題についてどのように受けとめましたでしょうか。2月24日ですが、ずっと審議がなされている問題です。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 直接契約という形が出てくるということがありますが、公的な関与が全くなくなるということではないのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 新垣青少年・児童家庭課長が答えていただいたのですが、新しい制度では児童福祉法第24条の市町村の保育実施義務をなくすということが明確にされて、直接、個人契約という形に持っていくということが一番のネックなんですよね。それで社会保障審議会に前後して、全国からも抗議集会などいろいろ出て、それで保留になった部分などがいろいろあるようです。今後の検討に、いわゆる保育料徴収を保育所が行うかどうかについて検討になったとか、今大きな問題を抱えている、まだ解決されない部分も持っているながら、少なくとも児童福祉法第24条に定める市町村の保育義務だけではなくと決定されたという中身になっているものですから、これは本県の児童を行政が育てていく、そして法的な義務を負うという、結局制度の根幹にかかわる問題なんですよね。ですからそこについては、県としても何らかの公的保育を保証していく

という立場から保育行政を担っている部分からも、この制度を変えていくということについて何らかの意見を表明すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○伊波輝美福祉保健部長 まだ社会保障審議会の審議の段階ですので、全国都道府県がどうするのかとか、それはこれから取りまとめの話になるのではないかと。九州ブロックや全国衛生部長会などという場の議論を踏まえて対応していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 保育所問題は、現実に沖縄県で待機児童が6000名近くに上っている状況の中で父母の皆さんが子供を育てて働くということも含めて、沖縄県の次の世代を担っていく子供たちの保育や教育をどうするかという根幹の問題なんです。ですからこれが公的責任をなくしていくという動きに対して、もっと機敏に、実際は決定してからでは遅いということもありますので。ぜひ検討部会などを持って検討していただいて、だめなものはだめ、公的責任をきちんと果たしていく、これが行政の責任だという立場でやっていただきたい。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 今、御説明いただいた資料の2ページの内容を確認したいのですが、一番上の保育所の新設に係る整備事業費というのは、公立には該当しないということになるのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい、公立は該当しません。

○仲村未央委員 その理由はこういったことでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 市町村の公立の分につきましては、一般財源化されているということです。

○仲村未央委員 2点目の賃貸物件による保育所整備事業ですが、いわゆるアパート、マンションの1室、ビルの上階などとそういったことが具体的には要件の緩和を伴って、今までは設置できなかった場所にも設置できるというような内容に変わるんですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 設置できなかったというよりも、賃貸借につきましても、例えば賃借料や施設改修というのはこれまで助成の対象ではなかった。ところが都市部あたりにおいては、土地代も高いし、スペースもなかなか見つからないということで賃貸借で何とか保育所をやっていこうということに対し、経済対策も含んでおりますので、2カ年間はそういったこともできるようにしてあるということです。

○仲村未央委員 これによると本園も含めて、賃貸物件で可能ということになっていると思いますが、園庭などがなくても保育園としてこの事業が適用されるということになりますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほども申しましたように、実施要綱はこれからですが、最低基準そのものは基本的には動かないものであって、今までは創設が前提であったけれども、賃貸借に対してもフレキシブルに対応していこうということであって、最低基準が動くことではないと考えております。

○仲村未央委員 3点目の子育て支援のための拠点施設とありますが、具体的に拠点施設というのは何ですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 子育て支援のための拠点施設整備事業ということですが、例えば保育所には子供は入っていないが、お母さんは専業主婦で家にいるけれども自分一人で子供の面倒を見ているといった方が複数いらっしゃる。相談する先がないとか、子供と一緒に遊ばせる相手がないとか、そういったことに対して子育ての相談に応じるとか、子育てサークル活動、例えば保育所の先生方がいらっしやって、入所しているのではないが、集まっただけで、その悩みを聞いてあげたり、相談に乗ってあげたり、遊ばせたりなどをやる子育てサークルといった内容になっております。

○仲村未央委員 これは今やっている子育て支援センターが、今おっしゃる内容だと思いますが、そこに対する施設整備費の補助と考えてよろしいのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい、そうです。

○仲村未央委員 放課後児童クラブですが、空き教室の利用ということで、これは学校内の空き教室の利用に限定された、ここでいう放課後児童クラブになっているのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 小学校の空き教室が中心ですが、等となっておりますので、民間のほうでも、例えばアパートなどといったところでも、この場合は対象となっておりますが、はっきりとした具体的な実施要綱はまだですが、基本的な内容としては、倉庫を設置して、現にある部屋が荷物で埋まっている、その荷物を移動させ、そうするとそこがあくので、そのあいたところを改修して、児童クラブに使えるようにするというといった内容になっておりまして、小学校だけに限りません。

○仲村未央委員 この放課後児童クラブに関しては、運営費についても基金が使えますか、補助がありますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 ハードの関係です。

○仲村未央委員 今の沖縄の現状は、学校内の放課後児童クラブというのはほとんどなく、民間の方が運営していると思いますが、そういった現状の方々に対する今の基金の活用というのは可能なんですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 運営費につきましては、国、県、市町村が3分の1ずつということで従来のシステムがあります。それは変わらないわけです。ただ、なかなかハードが、要するにスペースが見つからないためにできないということがあれば、それを取り除いていこうということで仕組みられているのが今回の放課後児童クラブに関する内容だと考えております。

○仲村未央委員 放課後児童クラブに関しては、非常に手狭で、特に要件も厳しくなってきた、70名以上は補助が受けられないという差し迫った課題がありますが、県としては現状の学童を学校内の空き教室なり、今おっしゃる倉庫の設置なりをして、そこに誘導して行って、今の学童クラブの改善を図っていこうという基本的な考え方なんではないでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 こういう基金も平成22年度までですが、こういう形で迅速に対応できるようになっておりますので、市町村と調整をして

進めてまいりたいと思います。

○仲村未央委員 市町村と調整するというよりは、この基金の創設に関連して、県としては今の学童クラブの問題をどのように現状認識されて、解決に向けてこの基金を積極的に活用していくという方針なんですか。それとも市町村にゆだねて、どうぞこの中から活用できるものがあったら御利用くださいということなのか、基本的な計画はどうなっているのでしょうか。

○伊波輝美福祉保健部長 本会議でも答弁いたしました。大規模学童クラブに関しては8カ所を予定して、分割を進めていくという予定です。次年度にまた18カ所のうちのあと半分が残っておりますので、そこもそういう方向でやっていきたいと考えております。

○仲村未央委員 分割というのは、学校内の空き教室活用という方向に持っていくということですか。

○伊波輝美福祉保健部長 その地域がどういう形なのかよくわからないのですが、多分Aのところがあれば、ここが160名で、これを2つ以上に分けないといけないわけです。それをどこにやるかというのは、探せるかどうかも含めて、もし学校の空き教室が使えるのであれば、それを使いますし、そうでなければ近くのどこかを探すという形になるのではないかと思います。

○仲村未央委員 具体的に教育委員会との調整はやっていきますか。

○伊波輝美福祉保健部長 こちらから教育委員会には、こういう形でお願いしますと言いますが、実際にやるのは市町村の小学校ですので、その市町村がどうかというのはそれぞれ個別ですので、学童クラブをやっているところが対応しなくてはならないと考えております。

○仲村未央委員 最後に、認定子ども園に関しては、この表を見ると施設整備に関しても、事業費に関しても補助があるということで、認定こども園を誘導する基金かという印象を受けるわけですが、学校法人、社会福祉法人が対象ということは、認定こども園の事業者は今のところ学校法人、社会福祉法人のみの補助対象ということでよろしいでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい、そうでございます。

○仲村未央委員 補助対象はそうであっても、実際には認定こども園の設置者というのは、限定はありますか、ないんじゃないですか。認定こども園を設置できる事業主体というのは、学校法人、社会福祉法人に限らないわけですよね、制度そのものは。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 ルール上は限らないということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 今の認定こども園の件についてですが、県ではこれらの3つの事業に加えて、保育ママなどが入ってくるわけですが、この事業をつくるということがそれぞれ県に任されていることなんですか。それとも国からやりなさいということなんでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 市町村との調整を進めながら、そういった希望があれば対応していくということで、必ずこちらからやりなさいとか、あるいは国からどうしなさいと言われていたということではありません。

○渡嘉敷喜代子委員 県サイドでこういう事業を進めていきたいということで、この予算の配分をしているわけですよね。先ほどから問題になっている認定こども園については、県としての方針も出ていないわけですよね。そういう段階でこういう予算を配分していいのかどうか。もしかしたら、このことが予算上流れる可能性がありますよね。それを考えてのことなのか、予算の配分についてお尋ねしたいと思います。

○伊波輝美福祉保健部長 緊急経済対策でできた事業なんですね。本県は認定こども園がなく、保育ママもやっておりません。ですが全国ベースの事業ということで、この配分が出ております。もし、やらない場合は返すという形、そうでなければ調整はもちろん可能ということで、沖縄県に合うような事業に振り分けたいという調整はこれからやるという状況です。

○渡嘉敷喜代子委員 平成22年度までにこの事業を進めていかないといけない

という段階で、どの時点でそれをよそに回そうかとなるか、本当にわからないわけですね、たったの2年間で。そういうことであれば、今、学童保育士の問題もそうで、公立がないということで、民間サイドでやっていますよね。そういうところにもっと投資をしていかないといけないはずなのに、このようにして県の考え方もはっきりしていない段階で、こういう予算の配分はいかなものでしょうかという気がします。認定子ども園については、県のサイドでどう考えているのか、どう進めていこうとしているのか、そのあたり改めてお尋ねします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認定こども園という新しく出てきたシステムではありますが、実際の問題として、本県では具体的な動きはございませんので、繰り返しになりますが実際にそういう話が出てくれば、要綱等に従った形で対応してまいりたいということです。

○渡嘉敷喜代子委員 恐らくこの2カ年という短い期間で、それができないと思うんです。予算を立てる段階で、計上する段階で、そのあたりをしっかりと県としての姿勢はどうだということを決めて、予算の配分をしていかなければ本当にお金の無駄遣いですよね。厳しい財政の中で、せっかくこのような予算ももらっているわけですから、それをもっと有効に生かしていこうという県の姿勢を改めてもう一度お尋ねします。

○伊波輝美福祉保健部長 全部実施できるかどうかは問題ですが、例えば認定子ども園がなかったら、これは返すか別のものに振りかえて事業を実施するかということになるんです。今の段階では、まだ市町村とこれから詰めをやらなくてははいけない。今わかっているのは、平成21年度に創設などをやる予定だった、去年から仕組んでいる部分は、平成21年度に確実にできますが、前倒しの部分というのは、平成22年度も平成23年度にもしやるのであれば、今できるという提示になると思います。

○渡嘉敷喜代子委員 これまで1カ所もないということですよ。そして、あきがあるところにそれをやりましようとかいうような言い方をしていますが、先ほどの仲村委員からの質疑にもありました、限定をされていないはずなのに、なぜ学校法人、社会福祉法人を対象としているのか、そのあたりも疑問なんです。

○新垣青少年・児童家庭課長 制度の対象としては、やはり社会福祉法人や学校法人ということで、要綱上の対象としてはそうであるということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 緊急対策で臨時交付金がつくということになりますよね。お金がついたのも短期間のうちでついたはずですから、国の制度ですし、これをなぜやっていないかという話にならない話ですから。いずれにせよ、こういった交付金がついて、子供のために予算が使われるということであれば、沖縄県にはやっていない事業もあるでしょうけれども、極力沖縄型に変えて、全部この資金、制度が使えるように努力をするのが県のこれからの勝負どころなんです。返すことは、頭から考えてなく、とにかく沖縄型に変えてでもいいから、この予算を使い切ると。これは使えば、沖縄の子供たちのために間違いなくなって、子供の施設や制度が間違いなく下支えが上がっていくということになりますので、これはとってもいいことだと思っておりますから、ぜひ沖縄型に変える努力を一生懸命にやってもらいたい。ない制度も含めて、そういうことを要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 短期間の執行なので、今年度、次年度のタイムスケジュールを教えてください。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほど申し上げましたが、これから具体的な実施要綱がまいりますので、近々市町村説明会を開催します。内容説明をいたしまして、どういった形で計画が策定していくかということですが、現時点でも確認されているものとして、平成21年度で創設5カ所、増改築3カ所などがあります。平成22年度も2カ所、改築2カ所など、今の時点で把握している数字はありますが、安心こども基金に関しては、まだ説明が進んでおりませんので、この説明を受けることで市町村のほうから、さらなる手が挙がってくる可能性がありますので、そういったことは調整を進めてまいりたいということです。

○比嘉京子委員 これから6月議会、9月議会で随時どういう進捗かという話は伺うことにいたしますが、ここに市町村の持ち分がありますよね、4分の1とかですが、その辺で調達できないから、受けられないという懸念はないですか。

○伊波輝美福祉保健部長 最終的な事柄の確認はしていないのですが、交付税だとか臨時のもの、例えば県も入ってきましたので、そういう財政措置はなされていると考えております。

○比嘉京子委員 先ほど翁長委員からもありましたが、今ここに根づいていない理由、先ほどからの認定こども園や保育ママの問題がありますが、これはきのう、きょうに提案された制度ではありませんので、この間に沖縄県に根づかなかった背景というのがあると思うんですね。国は中央で考えているわけですから、沖縄の今までの例えば公立保育所でおおよそ賄われている、公立幼稚園の多さというような歴史的な背景というのものは、全然考慮されていないわけですね、こういう補助金というの。それがもっと主体的に沖縄県として、沖縄県に合うような、どう有効に使うかということがとても問われているわけですよ。大枠としてどう使ってほしいというのはあったにしても、沖縄県でこう使わせていただきたいという逆提案をしっかりとやるだけの皆さんの力が問われているわけです。その辺が一番の問題になっているのではないかと私は思うのですが、このことはしっかりと、私が懸念しているのは、施設整備に多いですよ。運営費に使えないですよ。私はこの子育て支援センターは、各保育所、保育園に認可、公立に全部あるぐらいのものが必要だと将来的に思っているわけです。那覇市には、4カ所の拠点に親たちが気に入ったところに連れて行くわけですが、そこで交流がある、そこからいろんなアドバイスを受けるのもいいのですが、国から来ているはずですが、那覇市は運営費をゼロにしているんです。例えば800万円あったものが600万円ぐらいになっているんですね。今、音を上げ始めているんです、子育て支援センター自体はですよ。運営自体ができないぐらいにギリギリに追い込まれているわけです。そういうことが沖縄はここが大事なんだということをこれで言えるかどうか、今一例を挙げましたが、現場のニーズに施設のところにこれだけのお金を使い切れるのか、またはここよりもここがほしいということを逆提案して、それが可能になるのかどうか、その辺をお聞きしたい。

○伊波輝美福祉保健部長 使ってみてといたらおかしいですが、やってみて

合わない分はやはりこれはこうしたほうがいいというのはできると思います。今の時点で、認定とか家庭保育、これはきのうも時間をかけて議論したのですが、やはり家庭的保育よりは、沖縄の場合は認可外保育施設を利用したんだろうという話だったんです。この原因も例えば信頼関係だとか、ネットワーク、要するに自分の子供を安心して預けられるのは、兄弟ぐらいまでは個人的な関係はできるだろうけれども、それ以外になると認可外保育施設を選ぶだろうというのが議論の中心になったのですが、こういう形でやはりその地域に合ったやり方というのは沖縄の中でも違うと思います。宮古地区、那覇地区でも違います。ですからそれぞれの違いに沿ったような流れは必要だと考えております。これに関しては、この1年でどういう形ができるのかというのはこれからもう少し詰めていったらできるのではないかと考えております。

○比嘉京子委員 それはいいのですが、今言ったように施設整備費ということで指定を受けてきておりますが、私は支援センターの運営費の話をしました、例えば障害児に対する加配に関しても厳しいです、重度で1対1と言われていながらも、そういう意味でももっと現場として、むしろこれよりもこれが優先だということを上がってきたときに、県が国には我々が交渉するから、そこはいいよということをして1年目の施設整備が終わった時点でやるのか、そこら辺のどういう対応策を県が考えているのかというところが、答えとして欲しいわけです。返すということではなく、その方針を沖縄県としては全国と違うと、だからここに使わせていただきたいということを県としてしっかりと国に交渉していくので、全額必要などころがたくさんあるわけですね。そういうところに使い切るぞというような、用途変更してでも、そういう決意が欲しいわけです。

○伊波輝美福祉保健部長 メニューの拡大ということになると思います。これに関しては、日々努力しております。そういう沖縄特別振興対策調整費の10億円の待機児童解消対策事業が実現したと思います。もっと使い勝手がいいような形でやっていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 それでは、議案書の30ページをお開きください。

乙第11号議案沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、新法体系事業への円滑な移行を促進すること等を目的として平成18年度に創設されました。

引き続き同法の着実な定着を図る必要があること、また新たに福祉及び介護に関する業務に従事する人材を確保する事業を行うため、基金の設置の目的に関する規定を整備するとともに、設置期間を平成24年3月31日まで延長するため、条例を改正するものであります。

以上で、乙第11号議案の説明を終わりますが、御審議していただく前に、先ほどと同じように概要について担当課長から説明させていただきたいと思えます。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 それでは、お配りしました資料2をごらんください。

1 ページのほうに障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の拡充についてというタイトルがあります。もともと障害者自立支援対策臨時特例交付金につきましては、平成18年に施行されました障害者自立支援法の円滑な実施を図ることを目的として、平成18年度の補正予算、設置は平成19年2月補正で成立した基金です。そこで設置をいたしまして、現行事業というのがありますが、その1として事業者に対する激変緩和措置、2番目が新法への移行等のための緊急的な経過措置というものを実施してまいりました。このことは平成18年度に障害者自立支援法が施行されましたが、その中ももろもろの被用者負担の問題、事業者に対する報酬支援の課題、それから地域において地域移行に向けての受け皿、それから事業所の利用を促進するための支援が必要という考え方に基きましてこの事業を展開してきたところです。この事業は、平成20年度までという時限措置でしたが、今回の経済対策の一環として、この基金に対する積み増しと期間の3年間の延長という事業の提案がありまして、今回の積み増しは国のベースで650億円、それにプラスしまして、今強化が求められ

ております福祉介護人材の確保のための支援策として205億円という財源を充てた形で事業の延長と積み増しがなされたところです。

2 ページをごらんいただきたいのですが、その中で左側が平成20年度までの事業内容です。右側が今回新たに追加することを含めての事業の体系になっております。左側をごらんいただくとおわかりになりますが、一番目の事業者に対する激変緩和、これは県から市町村に対しての補助という形で主に実施しております。さらに新法へ移行のための緊急的な措置ですが、これは補助事業という中で小規模作業所の支援、それから障害者の自立基盤、例えば新体系に移行する場合にもろもろの作業所の設備整備等がございます。その辺についての支援、それから相談体制整備に対する支援、かなりの数の項目で事業が進められております。その中で右側のほうにあります、従来実施しておりました事業のほかに、3番目として福祉介護人材の緊急的な確保に係る措置ということで、新規事業として整備しております。その中身が進路選択学生支援事業、潜在的有資格者の養成、いわゆる現場に就労を促進していくということになりますが、複数事業所との連携事業に対する支援という形で新規に制定しております。そのことによって、今回の積み増し額がトータルにしましては、約11億2000万円、実施期間として平成21年度から平成23年度になります。その積み増し分の配分は、障害者自立支援法の運営の安定化及び新法の移行に対しては約7億円、それから福祉介護人材確保のための緊急措置としては約4億2000万円を予定しております。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 平成18年度に障害者自立支援法が施行されて、すぐに特別基金の960億円という基金を出さざるを得なかったという、基金創設の段階の問題で、基金を創設した背景というもので資料2ページに障害者自立支援法は従来の制度を大きく変えるものであったにもかかわらず、制度の構想が発表されてから極めて短期間のうちに関係者による十分な検討を経ないまま制度化された。だから基金を持つてくるということをやって、それも3年間ですよね。だけれども今回さらに855億円という基金を新たに期間を4年間延長せざるを得

ないという背景が、今回はもっと明らかに問題点が書かれているのかと思いますが、制度施行直後からサービス利用の抑制や施設等における報酬が減少するなどの問題が続出し、数多くの運用上の問題点や課題が指摘されているという背景を見たときに、本当に障害者自立支援法という法そのものに問題があると。直接の皆さんから撤回せよという声がいまだ続いている中身なんです。このときにサービス利用の抑制は、障害者の皆さんに応能負担というところから応益負担にもっていったというのが、そもそもこの制度の根源的な問題があるのであって、それが今回どのように制度として変更される、もとの応能負担に戻すというのが障害者の皆さんの支援をするという大もとだと思っているのですが、応能負担に戻すことについて動きはどうか、県としてどう考えているのかお尋ねします。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 今、西銘委員から御指摘がありましたように、障害者自立支援法は平成17年度に成立いたしました。その当初からいろんな課題が提示されてきたというのは確かです。その中で主な課題として出てきたのが利用者負担軽減、それから事業者に対する激変緩和の措置、それから新法へ円滑に移行するための支援の3つが挙がってまいりました。その関係で平成18年10月が本格施行ですが、それまでの間に被用者負担の軽減措置はとられております。さらに特別支援も含めて、現在は当初の原則1割負担の見直しをずっと進める中で、平均的には0.3割まで減少するということが実態としてやっております。県としては、やはり過重負担によってサービス利用を控えるということは好ましくないと考えておりますし、そのことにつきましては、全国都道府県知事会を通して、国に対してもずっと要望してまいりました。その要望の内容は、今の軽減措置を恒久化するように、法律の中でしっかりと明記しながら要望にこたえるようにということを含めた形でやってまいりました。それとサービスの内容につきましても、例えば一番意見が多かったのは、視覚障害者に対しての同行支援というのがございますが、これは今、地域生活支援事業という市町村事業の中で組み込まれております。それはそうではなく給付の中で入れるべきであろうということも含めて、中身の検討を行いながら、全国知事会を通して国に要望してまいりました。現在、国のほうではこれらの意見を社会保障審議会のほうで審議し、各団体からの意見を聴取し、なおかつ全国知事会からの意見も聴取し、その結果を踏まえて法律の改正案を今国会に上程しているところです。その中で沖縄県としても、かなりの改善要望を出してきましたが、大きな意味で利用者負担については応能負担の方向で国の制度の見直しがされているという情報を受けております。さらにもろもろのサービスの

体系の中でも給付の中に持っていくべきところの再編についても見直しが行われるという、一部見直しが行われると聞いております。さらに障害の提起につきましても、発達障害者に対する支援が障害の範囲に入っていなかったということがございましたので、その辺につきましても障害者自立支援法の中に発達障害をしっかりと位置づけるということについても方向性が示されてまいりました。そういう意味で発足当初については、もろもろの課題は提案されてまいりましたが、この3年の議論の中でやはり当事者団体の皆さん、それから都道府県、市町村も含めて、国に対する要望を継続してきた結果、今回の法律の中で改善事項が出されてくるものと思っております。障害者自立支援法につきましては、平成23年度までに新体系に移行するという期限が示されておりますが、今回の基金につきましても平成23年度までにいかに円滑にサービス体系を確立していくのかということが最大のポイントかと考えております。

○西銘純恵委員 根本的な問題として、応能負担に持っていくということが、制度を応益負担にした国そのものが180度転換といかざるを得ないという、そこは実際に障害者自立支援法の趣旨からして本当に問題がある制度、抜本的な見直しという部分では当然だと思っておりますが、発達障害も入ってきたとか、精神障害者の皆さんの支援において、いろいろとまた問題があるのかなということもあります。それはお尋ねしませんが、ただ最初の基金の目的が事業所に対する激変緩和とか新法に移行のための緊急的な経過措置というのがそのまま2ページで事業所支援というのが延長になっているというところに事業所が成り立たないという、制度の根本部分であるのではないかと指摘したいと思っております。そして新法への移行の支援についても延長継続というところが、大もとに問題があると。そして新たに介護福祉人材確保対策ということで出たのも、実際に障害者の皆さんを支援をしている事業所と、人材の皆さんがなかなか定着できないという低賃金、きつけれども賃金が低いなど、そういう問題を抱えているのかと思っております。これも抜本的に変えていくということで、この制度の大もとに迫っていくということで、全国知事会ということも言われましたので、これは引き続きやっていただきたいというのと、制度の具体的な実績、次のページにたくさんありますが、沖縄県がやった事業、実際にこれはすべてやられたのか、その実績についてお伺いしたいと思います。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 すべての事業を実施しているわけではございません。やはりこの事業の実施に当たりまして、市町村の事業、それから事業所の事業に対して要望をとっております。何が必要なのかという要望に基づきま

して、その要望の範囲で対応するという形でやってまいりました。実質的には平成19年度になりますが、平成18年度から平成19年度までの実績からすると、約26事業を実施しております。現在、平成21年度も同じですが21事業を実施しております。例えば事業の運営の安定化事業、これは市町村に対して助成を実施するものです。市町村を通して事業所に対して補助するものです。それにつきましては、平成19年度が5312万円、27カ所に対して実施しております。平成20年度がまだ固まっておりますが、予定になりますが8783万1000円、平成21年度も同じ額でしております。さらに通所サービス、利用者の送迎をするための助成ですが、これにつきましては平成19年度までが37カ所に対して3207万円、平成20年度が4700万円、平成21年度が5442万円となっております。いわゆる事業所が必要だというものに対して、こちらのほうでヒアリングしながら配分し、実施しているということです。現在は、沖縄県で実施しているのは26事業です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回、人材確保のための支援策という基金のメニューに新規で追加されていますが、3ページを見ると学生に対する支援だとか、資格者をどう事業所で働いてもらうかなどとなっておりますが、実際には意欲はあっても余りにも報酬が安いということが一番の問題ではないかと思うんですが、その辺に対する基本的な報酬をどう上げるかという対策には、今回の基金というのは活用できるんですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 この基金の中では報酬に対する対応は入っておりません。ただ、国のほうで今回報酬の見直しがありまして、これは事業ごと、それぞれの職種で違うかもしれませんが、平均的には約5%の報酬を額改定するとなっております。

○仲村未央委員 現状で県内で事業者で移行した所で、実際に働いている人たちの平均の賃金がどれぐらいなのか、5%上がるとどれぐらいになるのかという試算はありますか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 報酬の実態について把握しておりません。

○仲村未央委員 皆さんの資料を見て質疑をしているのですが、先ほどもありましたように問題点の最たるものが、報酬が減少するということが筆頭に挙げられているわけですね。それによって事業所が30%にしか移行できていないということが課題であるわけですから、それは報酬の実態を把握する必要があるんじゃないですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 事業所に対する支援は、診療報酬が低いということによって経営が厳しくなる。その厳しくなる根拠は、新体系へ移行した場合は、例えば従来の報酬は1カ月の定員に対して支給するものから、日額単価に移行したために、これが実績支払いになるんですね。それによって報酬が減るということに対する事業者の皆さんの要望でした。それに対して、90%程度になるものを補償しましょうと、補助をすることでその安定化へ向けて補償しましょうということです。その中で新体系によって収入が減った事業所と新体系後も収入が増加している事業所については調査してございますが、実は手元がありません。その中で事業所に対する収入報酬を補償する1つの方法としてまして、定員を超えて、実績を超えて一時的に扱ったりという緩和措置を講じながら収入補償をするという対策をこの間は実施してきたところです。

○仲村未央委員 実態も把握しないで、全国知事会等で要望というのは、垣花障害保健福祉課長がおっしゃるほど状況が把握できているのであれば、実際に報酬がどれぐらいなのかということをご地方によっても差があるかもしれませんが、調べないことには何とも言えないんじゃないかと思うんです。上がっているところもある、下がっているところもあるということでは、ますます実態が何が課題なのかという皆さんの認識がそもそも問われると思いますが、もう一度、報酬の実態について把握するんじゃないですかというのが、私の質疑ですが。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 各支援に対する人件費につきましては、各事業所がそれぞれの規則の中で、規則を定めて設定をして実施しているところですので、私どもとしてはトータルとした事業所の支援に係る収益はどうなるのかということで、この間は調査をしてまいりました。ただ、仲村委員が御指摘のようにその報酬に格差がどうなのかということはまだ把握しておりませんので、今後その辺については必要性も含めて検討していきたいと思っております。

○仲村未央委員 必要性も含めてとおっしゃいますが、私は必要だと思います。

やはり障害者を支援するというのは、障害の特徴によっても毎日必要な人もいれば、たまに必要な人もいるなどいろんなあり方があるので、それが本当に月額から日額に変わったことによって、どれだけ支援する側の生活が不安定になっているかという実態を知らないことには、抜本的な改善にはつながらないんじゃないかと私は思いますので、必要かどうかも含めて検討されるということですが、ぜひ必要だと思いますので検討をお願いしたいと思います。それで30%の移行率しかないということですが、実際に沖縄県では何パーセントですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 沖縄県は、19%です。

○仲村未央委員 全国の比較では、19%というのはどれぐらいの水準ですか

○垣花芳枝障害保健福祉課長 全国平均が29.6%ぐらいですので、かなり低いほうだと思います。

○仲村未央委員 最も低いのでしょうか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 そこは把握しておりません。

○仲村未央委員 県として、これで基金の延長に伴って、少なくとも延長期間に何パーセントまで移行が見込めるか、あるいは移行へ向けて計画的に進めていこうという計画がございますか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 新体系の移行につきましては、平成20年6月に県内の社会福祉施設に対して、移行に関するアンケート調査を実施しております。回収率が72.7%、66施設のうち48カ所になっておりますが、その中において平成22年度までに予定している施設が30カ所、平成23年度中が18カ所、これは検討中も含めてですが、そういう状況になっております。

○仲村未央委員 トータルでそれが何パーセントになるのか、今ではわからないのですが、なぜその全国の平均が低いと言われる中でも29.6%あって、沖縄県がさらに10ポイントも低いのかという、沖縄県がどうして低いのかという分析はなされましたか。

○道躰正成福祉保健部参事 今、仲村委員が御指摘のとおり沖縄県の障害者の

施設が新体系に移行している割合が全国平均に比べますと低いということです。これにつきましては、分析はなかなか難しいのですが、事業者団体の皆さんと我々は意見交換をやっております。したがって、定性的な分析ということになります。新体系の移行は、平成24年3月までに移行していただくということは法律上決められているわけです。逆に言いますと、それまでに移行すればいいわけです。新体系というのは、報酬の構造を見ますとやや新しい体系にいく報酬が設計上低くなっているんです。そういうこともありまして、経営判断がなかなか難しいところがありまして、それをしっかりと考えていくと。今回、報酬改定もございますので、そういう報酬の行方や障害程度区分の見直しということもありますので、そういった全体の動きをウォッチしながら検討していられるというのが実態ではないかと。それが全国に比べて、沖縄県の実態の皆さんはやや慎重になっているという結果ではないかと考えております。

○仲村未央委員 報酬の問題というのは、サービスを支える側からすると一番に深刻な状況で、しかも沖縄県の場合は、もっと形態としてももしかしたら他都道府県よりも小さいかもしれないということも含めて、先ほどの報酬もぜひ調査をお願いしたのは、こういった問題があるからこそ沖縄県の実態がこのように低いのではないかという思いがあるからで、ぜひサービスの移行が、ただ平成24年度までにやればいいのかから悠長に構えているんですよということで済むのか、そこら辺はぜひ抜本的な調査、検証をお願いしたいと思います。それによって、沖縄県の障害をお持ちの方々が受けられるサービスというのが、ほかの都道府県と比べて、やはり影響を受けているのではないかということが障害者自立支援法の趣旨からするとそぐわないことになっていくと大変なことです。今、問題点はそうじゃないかということぐらいしか聞かれませんので、本質的なところで、何があって、おくられているのかという調査をお願いしたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 これまでの事業の実績を先ほど説明して下さったのですが、その実績とこれまでできなかった課題などを一覧表にして渡していただきたいと思います。それから今度新規事業の内容についてもわかりかねますので、そのあたりの内容についても資料の提供をお願いします。その中で1点だ

けお尋ねしますが、(19)の精神障害者生活訓練施設等移行促進事業ですが、この事業の内容についてお尋ねします。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 この事業は、平成23年度までに新体系に移行することとなっている精神障害の方が、例えば病院や入所施設等から地域へ帰られるときに、生活訓練施設や従来の福祉型の面倒を見る方がいらっしゃる場所に移行していくというところがありますが、それに対して生活訓練施設に対するその整備を促進していこうということです。生活訓練施設というのは、例えば精神科病院の中の同じ敷地の中で地域にすぐ出すのではなく、病院から生活をするとところへ一たん退院し、そこで2年間訓練をして、それから地域へのほうへ移行していくという段階的な地域移行を支援するための事業です。

○渡嘉敷喜代子委員 今、退院促進事業をやっていますよね。今年度は何名なのか、そのあたりの関連事業でもあるのですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 地域移行というカテゴリーでは同じだと思いますが、退院促進事業はその中でさらに地域へ行かれる方について、本人の希望、病院の希望を含めて特別に支援しようという事業になっております。同じ地域移行の施策の1つということになります。

○渡嘉敷喜代子委員 精神障害者について、地域でどれだけの人たちがいるのかなかなか把握できないと。退院はしたけれども、どういう生活をしているかも把握できないというのが現実ですよ。その人たちをいかに訓練施設に皆さんが入れていくかということが大きな問題だと思います。そのあたりで退院促進事業の中で地域に戻りたくても、なかなか戻っていけないということも大きな課題だと思うんですね。私は、いつか予算特別委員会か何かで質疑したのですが、病院のほうからは地域へ戻そうとするけれども受け入れができない、アパートが借りられないなど、公営住宅でしっかりとその受け入れもやるべきではないかということを経験したことがあるのですが、そのことも考えて進めていかなければいけない事業だと思うんです。そのあたりは念頭においていますか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 御指摘のように、やはり障害者の方が地域へ移行するためには住まいの確保の問題、職の確保の問題、最大はそれを支える地域の理解の促進ということが一番の課題だと思っております。この3つを並行

して進めていくことが重要だと考えておりました、そのため平成21年度においては、グループホームの整備促進を県としては取り組んでいきたいと思っております、これは予算計上しております。さらに地域の理解を促進していくために、地域移行促進特別対策事業というのがあります、これは人材育成、講演会、意見交換会などをやる事業です。これも継続して進めてまいります。さらに仕事の問題につきましては、先ほどの新体系への移行の関係がありますが、就労を訓練する事業所の拡充、促進を図っていくことが必要であろうと考えております。ちなみに平成19年度、平成20年度にやりましたら、正確な数字ではありませんが、比較しますと平成19年度に20何カ所かあった就労継続が、平成20年度では44事業所に拡大しております。かなりの数で、地域のニーズがとらえられていると私たちは理解しておりますが、そういうように事業所の設置が進んでいるところです。

○渡嘉敷喜代子委員　こういう事業の一つ一つに対しての予算配分はなかったんですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長　事業所は基本的に報酬で運営いたします。いわゆる障害者自立支援法に基づくサービスの報酬です。その報酬で運営いたしまして、例えば就労事業所でしたら、特別事業として作業をします、そしてそれを販売します。

○渡嘉敷喜代子委員　休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長　休憩いたします。

(休憩中に、基金事業一つ一つに対して予算配分しているかとの確認の質疑あり。)

○赤嶺昇委員長　再開いたします。

垣花芳枝障害保健福祉課長。

○垣花芳枝障害保健福祉課長　これにつきましては、募集をかけます。平成21年度につきましても募集をかけることとなります。必要な事業について、各事業費目ごとに募集をかけることとなります。

○渡嘉敷喜代子委員 募集をかけていて、その事業に対してどれだけの予算をつけていくということであって、それぞれの事業にこういう事業を進めていきたいということでの予算配分をしていないわけですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 これについては、現在、平成21年度の予算配分、私どもが基金から予算として計上しますのは、3億5532万3000円を予定しております。その中で、先ほど申し上げました事業所安定化や小規模作業所に対するの支援、就労に対する支援という計画はしているところです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県妊婦健康診査支援基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 それでは、議案書の33ページをお開きください。

乙第13号議案沖縄県妊婦健康診査支援基金条例について御説明いたします。

この議案は、市町村が行う妊婦健康診査を支援するための費用及び妊婦健康診査等に関する知識の普及のために県が行う事業に関する費用の財源に充てるため、沖縄県妊婦健康診査支援基金条例を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

妊婦健康診査については、現在、市町村が公費負担により5回の健康診査を実施しておりますが、母胎や胎児の健康確保を図る上で14回程度の健康診査を受けることが望ましいとされていることから、残りの9回分について同基金を設置し支援するものであります。

条例の設置期間は、平成23年3月31日までの2年間となっております。

以上で、乙第13号議案の説明を終わります。

また、概要につきましては担当課長から説明させていただきます。

○桃原利功健康増進課長 資料3に基づきまして、説明いたします。

1 ページの妊婦健診の公費負担の拡充についてという表をごらんください。内容としては、妊婦が健診費用を心配せずに必要な回数、14回程度ですが、妊婦健診を受けられるよう公費負担を拡充しております。現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助2分の1と地方財政措置2分の1で支援いたします。都道府県は、平成20年度中に妊婦健康診査支援基金を造成するとなっております。下の表ですが、現在は5回の健診を公費で負担しております。トータルで14回が望ましいという回数ですので、9回分について次年度以降、補助してまいります。この9回分については、右のほうの拡充案ですが、所要額の2分の1については国庫補助として県の基金を通して市町村に出していきます。あとの2分の1については、交付税措置をして、市町村に直接入っていきます。5回分については、従来どおり普通交付税で措置されております。

次のページをごらんください。

妊婦健康診査の現状ですが、根拠は母子保健法第13条に基づいております。市町村は、必要に応じ妊産婦、または乳児、もしくは幼児に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならないとなっております。先ほど申し上げました14回ですが、考え方は下の星印ですが、①妊娠初期より妊娠23週の第6カ月末までが4週間に1回程度の受診、それによると4回程度必要となります。②妊娠24週の第7月から妊娠35週の第9カ月末までが、2週間に1回程度必要となります。これは6回程度となります。③の妊娠36週の第10カ月以降は、1週間に1回程度ということでトータルで14回の健康診査が必要となります。

次に、健診費用の公費負担の経緯でこれまでの流れですが、昭和44年度に当初実施したのは都道府県ですが、都道府県が委託した医療機関において、低所得世帯の妊婦を対象に行っております。補助のやり方としては、国が3分の1、県が3分の2を財源として、年に2回、前期に1回、後期に1回を開始しております。昭和49年度以降は、すべての妊婦に対して対象が拡大されております。実施の仕方は一緒です。平成9年度は、実施主体が都道府県から市町村へ移行しております。これは母子保健法の改正で妊婦健診が市町村に移譲されたことによります。平成10年度からは、地方交付税措置されて市町村のほうに普通交付税で入ってきております。平成19年度から地方交付税措置により、公費負担の回数を2回から5回に拡充しております。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 現状が市町村5回となっておりますが、拡充案で14回全額を地方自治体が国と合わせてということですが、5回の市町村のときの地方財政措置の額はどれだけだったのでしょうか。

○伊波輝美福祉保健部長 1回当たりの単価が2万8000円という形でできておりました。これに超音波検査を沖縄県は入れてもらって、3万円余りの単価になったのですが、その折半を市町村がやるところ、要するに3万円ぐらいにして、2000円の医療機関の持ち出しでやっておりました。その2000円の負担を11ぐらいの市町村が負担をしていたのですが、あとは受ける方に2000円負担をお願いしていたという状況です。

○西銘純恵委員 1点目は、地方財政措置というものが必要な額そのものを国は出したかどうかだったのかをお尋ねしたかったのです。

○伊波輝美福祉保健部長 2万円余りの単価で交付税措置をされていると聞いております。

○西銘純恵委員 2万円余りで実際は市町村の持ち出し、もしくは一部負担という形であるわけですね。その5回を市町村が現行で実施しているというそのものにも、きちんと実際の経費に対する対応になっていないわけです。そこをどれだけの個人負担や市町村の負担が、沖縄県だけでも結構ですが、あったのかをお尋ねします。

○伊波輝美福祉保健部長 今回の措置で超音波検査も費用に入っているということになりました。5回に関して、幾つかの市町村が妊婦負担の2000円を求めていたのも14回ゼロの方向で4月からスタートするということです。

○西銘純恵委員 確認します。14回は公費負担、出産に関して母胎も家族もそれなりに負担してやっていくものを公費負担というけれども、実際は個人負担があってはいけないと思います。今の答弁を受けまして、個人負担がない、市

町村負担がないという制度に、実際は市町村がやりますよね。その辺について、持ち出しがないように県としてもきちんと公費負担を堅持して見ていただきたいということを要望いたします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 14回を公費で持つというのは、非常に喜んでいるところですが、今回の拡充案の中でこれまで市町村が事業主体ということで5回までやっていたと思いますが、今回県の中で条例をつくってやることになった背景を教えてください。

○桃原利功健康増進課長 3点ぐらい理由がございます。1点目は小規模の市町村においても基金を設置して、事務を運営していくことが煩雑であること。2点目は、県としては市町村の妊婦健診の実績などを全体的な施策に反映していきたいということ。3点目は実際にその事業が実施された場合に、実施状況に温度差が出てきますので、そういった面で市町村の事業の平均化、例えば計画から実績が下回る場合もありますし、上回る場合もありますので、それを調整する意味合いで県のほうでトータルで基金を設置したという3点ぐらいが理由として挙げられます。

○上原章委員 県が今後しっかり妊婦健診にかかわっていくということですので、ぜひこの14回が各市町村にばらつきがないように、実行されるようにしていただきたいのですが。先ほど西銘委員からもありましたが、今回これまで2000円の自己負担があった13市町村、これまで国がしていた健康診査の中に超音波検査が入っていなかった分、県は前向きにこれを医師会と相談をしていて、その分若干自己負担が出たわけですが。28市町村は公費でやっていると聞いておりますが、今回の14回に拡充する中で、これまで自己負担があった13市町村も、全市町村が負担がないという話がありましたが、それでいいですか。

○伊波輝美福祉保健部長 一応その方向で検討しているということで、こちらとしては喜んでいるところです。先ほどの超音波検査の分も上原委員がおっしゃったような形で医師会と産科医会と調整したときに超音波検査はどうしても入れるべきだと。入れるべきというのは、要するに全部やりますか、必要ない

ですかという確認を本人にして、ほかの県ですが、ではやりましょうということで本人負担で超音波検査をしていたわけです。それを本県は、みんなやりましょうと。これを既定のものにしようということで、自己負担の分をお願いしたという状況にありました。

○上原章委員 本来ならば、超音波検査の分まで国が全部持っていていただきたいわけですが、今回の9回分は全部国が入れていると聞いておりますが、残り5回もそういう形になって、各市町村にも負担がないようにしていただければと思います。最後に、基本的には利用者に負担がないというところで、この妊婦健診率をぐっと上げないといけないのが、一番に大事な部分だと思っておりますが、これまでの県内の妊婦健診率の現状、そして今後皆さんはどう県民にしっかりと啓蒙していくのか、教えてください。

○桃原利功健康増進課長 平成19年度の受診状況は、前期の受診者1万6187名に対して1万7011名を対象とした場合に、受診率95.2%です。後期が94.1%です。今後の取り組みですが、市町村から妊娠の届け出があった場合は、まず市町村のほうで母子健康手帳を交付するとともに、健康診査の重要性について説明して受診を進めます。また母子保健推進員活動等を通して、妊婦健診の重要性について周知を図ります。今後、市町村が実施する公費健診の内容、母子保健関係制度の一覧のチラシ、ポスター等を作成し、配布します。今回、拡充される9回の公費健診についても同様に周知徹底を図っていきます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 平成22年度までの間と書いてありますが、それ以降のはどういう状況になるのでしょうか。

○桃原利功健康増進課長 国のほうも時限立法として、平成23年度以降については市町村における妊婦健康診査の実施状況を踏まえて検討することになっております。したがって、県としても国の動向を見ながら判断してまいりたいと思います。

○比嘉京子委員 やはり本県は10代の妊娠、出産率が高い県ですので、先ほどの90%台に懸念を持っているのですが、残りの受診を受けないで飛び込み出産

というような漏れの部分をどうやっていくかということ、ぜひ御検討いただきたいと要望で終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県消費者行政活性化基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、文化環境部長の説明を求めます。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の条例案件について、御説明いたします。

お手元の議案書24ページをお開きください。

乙第9号議案沖縄県消費者行政活性化基金条例につきましては、国の生活対策の一環として、消費者安全の確保に関する相談機能を強化し、活性化させることを目的に、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を創設するものでございます。

基金を処分できる場合は、第6条に規定されており、第1号では県民生活センターの運営に必要な費用の財源、25ページの第2号では市町村が消費生活相談窓口を設置し、運営する際の費用の財源、第3号では県または市町村が消費者生活相談員を養成するとき、またはその資質の向上を図るための研修事業の費用の財源、第4号では県または市町村が弁護士その他の専門的知識を有する者を消費者生活相談窓口に配置する際の費用の財源、第5号では2以上の市町村が共同して消費者生活相談窓口を設置した際の運営に必要な財源、第6号では食品の表示及び食品の安全性に関する研修の開催や研修参加支援等の費用の

財源に充てるとき等、各号において消費者行政活性化のための取り組みを定めております。

積み立て予定額は1億7800万円で、財源は地方消費者行政活性化交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金を活用することとなります。

なお、本議案は公布の日から施行し、その効力は平成24年3月31日までとなっております。

以上、乙第9号議案について御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 これは平成24年3月までの基金ということによろしいですか。

○知念建次文化環境部長 時限立法になっております。

○比嘉京子委員 第6条をお読みいただいたので、運営にも使えると書いてありましたが、今の現状として消費生活相談センター等が一番必要としていることというのはどういうことですか。

○譜久山典子県民生活課長 必要なものといいますと、やはり消費者行政の中で一番大きなものは相談員の経費かと思います。

○比嘉京子委員 本県の相談員に正規職員で位置づけられている方は何名いらっしゃるんですか。

○譜久山典子県民生活課長 県民生活センターについては、それまでは県の嘱託員ということで位置づけておりましたが、平成18年度からNPOが立ち上げられまして、そちらのほうに相談業務を委託しております。相談員の方々は、皆さんNPOの団体の職員です。

○比嘉京子委員 宮古地区、八重山地区にも相談業務が支庁にあると思いますが、この業務はNPOになっているとおっしゃいましたが、やはり専門性と知識の構築、キャリアという構築は大きな職種だと思うんです。そういうことで例えば委託業務になって3年で見直しがくるとか、そういうような職種にしてはいけないのではないかと考えていて、今回の基金がそういうところの養成、専門性の固定といいますか、そういう就労環境等にもっと画期的に使ってほしいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 どうしてNPOに委託することになったかといいますと、県の嘱託員でやった場合に3年までしかできないという要件がありまして、専門性があるということでその方たちは5年、10年と続けられる必要があるということで、それでNPOを立ち上げていただきまして、そちらのほうでしたらNPOの方ですと、そちらの職員ということで、例えば5年、10年の方でもお願いできるということで、これまで直接の嘱託だったものを委託ということに移行しております。

○比嘉京子委員 他都道府県の相談業務の人数、年間の相談件数、それと人数が見合っているかどうかも含めて、どんな処遇になっているかを参考にしたいので、他都道府県の消費生活相談センターがどうなっているかの一覧があればいただきたいと思っております。

○譜久山典子県民生活課長 そういう資料があれば差し上げたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 市町村で消費生活相談を持っている市町村は何市町村ありますか。

○譜久山典子県民生活課長 消費生活相談という業務は、国の基準で行っております週4日以上、相談業務を受け付けるという基準がございますが、それをやっている市町村は那覇市と沖縄市の2市だけです。

○仲村未央委員 那覇市と沖縄市に対しては、何らかの運営補助等が現行制度

の中ではあるのでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 市町村へ対する補助制度は、今現在ございません。

○仲村未央委員 今回の基金の処遇の中に、市町村が行う施設または機関を設置し運営する事業を支援するとなっておりますが、具体的にはどういった経費に処遇できるのでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 県の予算の中で補助金という形で同じ事業を市町村のほうも、例えば相談員の研修などの旅費、研修費用等について、また市町村のほうで相談業務を週1回だったものをもっとふやすということでの経費について、補助金という形で平成21年度からやっていきたいと思っております。

○仲村未央委員 嘱託員や相談員の人件費の何パーセントを補助するとか、そういう具体的な補助方法はどうなっていますか。

○譜久山典子県民生活課長 何パーセントというのはなく、この基金も2つの交付金があるんですね。1つは活性化のため交付金ですが、これは相談員の人件費に充当、補助することはできないことになっております。それでもう一つの生活対策の臨時交付金というのがございますが、そちらのほうからも基金に積み立てることができるようになっておりますが、それに対しては待遇改善という意味での補助ができるようになっております。

○仲村未央委員 年間何件ぐらいの消費者生活相談というのは受けているのでしょうか。県だけしかわからなければ県のデータで、沖縄市と那覇市も含めてトータルで相談件数がわかれば年間実績をお願いします。

○譜久山典子県民生活課長 市町村のほうは、まだ集計はとらえておりませんが、県の県民生活センター、宮古地区、八重山地区も含めて平成19年度は9774件の相談を受けております。

○仲村未央委員 それは相談件数としては、毎年増加傾向にあるんですか。

○譜久山典子県民生活課長 これは減少傾向にありまして、平成19年度も前年

度に比べ500件ほど相談件数は落ちております。

○仲村未央委員 相談内容の内訳で、多いものを上から5つぐらい挙げられますか。

○譜久山典子県民生活課長 平成19年度の集計になりますが、一番多いのはサラ金、多重債務を含めての相談に関するものが1708件ございます。次に多かったものが、携帯電話等の架空請求による電話情報提供サービスに関するもので、これは前年よりはふえておりますが1153件です。3番目には賃貸アパート、マンションに関する敷金返還のトラブルが374件ございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 先ほどの比嘉委員の質疑と関連しますが、平成18年からNPOに委託されたということですが、従前の相談業務の予算と委託に移ってからの予算の変更がありますか。それから3年たっていますが、予算額の推移というのは増になっていますか、減少でしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 平成18年度は、消費者行政であちらに委託しているのは相談業務の人件費のみ委託でありまして、その他の啓発事業とそういうものについては委託しておりませんが、平成18年度は3383万円の行政経費があります。ただ、平成20年度は3139万3000円の消費者行政に係る経費となっております。

○西銘純恵委員 嘱託にしているときは3年間で、仕事の蓄積、専門性というのがなかなか蓄積されないと。それでNPOにしましょうと。5年でも、10年でも、何年でも専門性をもっと蓄積して、迅速に県民の相談に対応できるようにという趣旨からすれば、専門性を持った方が、例えばそれなりの給与を増加していくということが当然だと考えるんです。予算額が減ってきたというのは、どういう理由でしょうか。そして、相談体制の人数はどのような推移になっているのでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 この行政経費のほうには人件費もございまして、その他消費者行政に係る予算も全部含まれておりますが、人件費相当分について

では別途、こちらのほうも予算を計上する形で、できるだけ人件費についてはふえるということはなかなか難しいですが、現状維持という形でやっております。この落ちたものというのは、ほとんどがシーリング等の関係で事務的経費がどんどん落ちてきている状況であります。相談員の数ですが、現在、宮古地区、八重山地区の分室も含めて11名で、これについては平成14年度のころに10名、平成17年度に11名ですから、人数的に余り変わりはありません。

○西銘純恵委員 11名の人数で予算の比較ですが、平成18年度の相談員の人件費だけで3383万円で、委託にかわってから運営に係る費用も入っているはずですが、3139万円ということでは、やはり人件費に影響がいったのではないかと推測するんです。それで人数が11名と言われましたが、この皆さんの平均年収はどれだけになるのでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 この方たちは相談業務の中で週5日勤務される方、または週3日など、それぞれお家の事情によって週3日、週2日という方もいらっしゃると思いますので、また経験年数によってNPOのほうでは勤務形態がございまして、日給額が違うようですが、一番高いところで日額9000円程度と聞いております。その方たちがフルに週5日活動されることがあれば、しかしフルでいる方はなかなかいらっしゃらないようですが、十七、八万円ぐらいいくかと思えます。ただ勤務形態については、NPOのほうで決められているので、こちらのほうでは常時これだけの人数をとということで委託契約しております。

○西銘純恵委員 年間1万件近くの相談を、実際に相談を受けて、はいわかりましたでは通らないのがこの消費者相談なんです。結局は、相手の業者に対して直接内容証明を出すなどの対応をするという専門性のある仕事ですよ。そういう意味では、体制を強化するというのであれば、この専門性を蓄積するに値するような、例えば週3日もあるし、週5日もあると言われたのですが、専門的にその職種で全うしたい、頑張りたいという皆さんの願いにこたえることができているのかどうか。今度この基金が人件費に持っていくということであれば、やはり相談体制を充実することが、被害に遭っている、相談を受けている県民と直接力になれる部署だと思うんです。ぜひ、ここを強化していただきたい。要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 このNPOに委託しているといいますが、この相談員の皆さんの技術的なチェックの方法は県がやっているんですか。先ほどいった相談員の11名に専門性があるって、しっかりと外から入ってくる相談業務に的確にこたえられるスキルを持った人なのか、この人たちが入れかわり、立ちかわりでかわって行って、実際は素人がやっている場合はないのか、こういったチェックは、県がしっかりやる体制にあるんですか、技術的なものも含めて、一番ここが大事だと思います。

○知念建次文化環境部長 相談員は、相談員の資格要件がありまして、その資格要件を備えている人たちが相談業務に入っております。もう一つは、県民生活センターの相談員と国民生活センターの相談員と常日ごろ連絡体制がとれるようにネットワークが結ばれておりますので、そういう面では資質向上などの専門性は確保されていると思います。

○翁長政俊委員 NPO法人の職員も国家試験などの技術的なものがあるんですか。しっかりとした免許や資格をきちんと持っている人なのかどうか。

○知念建次文化環境部長 国民生活センターからの認定が相談員の資格としてあります。

○翁長政俊委員 これは県はチェックする体制にあるんですね。

○知念建次文化環境部長 相談員の認定を受けている者が相談業務に携われるということで、その確認をする状況は県にあります。

○翁長政俊委員 専門的なスキルがあって、認定を持っている方であれば、なおさらしっかりとした報酬を支払うような体制がまさに必要だと思うんですが、これについてどうなんですか。

○知念建次文化環境部長 うちだけではなく、全国的に相談員の認定そのものを持っている方もまだ養成しないとイケない状態ですから、この基金でも養成業務が基本的に3年間の基金の活用によって、それを主に行っているところがかなり多い部分もあります。相談員を今後養成して、市町村にも相談員の確保、

認定も含めて少ないですから、市レベルでも相談業務が対応できるような養成も含めて今度の基金でいろいろとやっていきたいというのが、主な趣旨です。

○翁長政俊委員 人材を育てるのと報酬の問題は相関関係にあって、実際に専門的にやるとなると大変だと思います。相手はどんな連中かわからないし、罵声を浴びせられたり、現場は大変なことだろうと思います。こういうことにしっかり耐えてやるだけの技術的な問題も必要だけれども、報酬の問題も大切です。人材を育てるといのは、報酬がきちんとされてないと人材も集まらないんじゃないですかということです。これは相関関係にあるから、両方ともしっかりさせるような体制をつくっていかなければ、なかなかこういった相談業務の相談員という専門職を持った方々の育成は難しいのではないかと私は危惧しているわけです。しっかり頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法などについて協議する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、乙第9号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案の条例議案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案の条例議案4件は原案のとおり可決されました。

以上で、乙第9号議案から乙第11号議案まで及び乙第13号議案の処理はすべて終了しました。

次回は、3月17日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇